

会 議 録

会 議 名 平成30年度第3回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開催日時 平成30年10月25日(木) 午後4時～
開催場所 北杜市役所 西会議室
出席者 委員15名、事務局5名、計20名
出席委員 長坂治男、植松延行、清水康長、平井久美子、伏見武仁、小澤正武、進藤俊幸、堀内敏光、上原美奈子、水上英子、浅川隆、植松本、由井秀樹、山口博、小川昭二
欠席委員 大柴政敏、進藤幸夫、三井梓、浅川健一、中嶋克仁、大久保尚法、中田満、赤岡直樹、谷戸嘉一、奈良田伸司、齊藤良幸
事務局 篠原市民部長、平島市民課長
市民課国保年金担当 萩原、原、柴井

議 題

- (1) 国民健康保険事業について(答申案)
- (2) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 0名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

それでは定刻となりましたので、早速始めていききたいと思います。本日はお忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。ただ今より、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。相互にあいさつを交わしたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

《相互にあいさつ》

(事務局)

御着席ください。本日の出席委員数は15名でございます。協議会規則第5条に定められました委員の2分の1以上の出席を得ているため、本会議が成立することを御報告申し上げます。

また、本日の会議につきましては公開とさせていただいております。現在のところ傍聴を希望する方がございませんので、傍聴希望の方がおいでになりましたら許可していただきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

最初に、浅川会長より御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

(事務局)

ありがとうございました。それでは次第に基づき進めさせていただきます。報告確認事項に移ります。

3. 報告確認事項

(事務局)

平成30年8月30日、北杜市長より国民健康保険事業について当協議会に諮問をいただきまして、即日検討に入ったところです。時間が経過したところでもありますし、前回欠席の委員もおられましたので、検討内容を整理し報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料1ページを御覧いただきたいと思います。答申に係る検討内容についての整理でございます。2つの項目について諮問をいただきまして、1つ目の内容ですが、「国保税の算定方式について」でございます。審議内容につきましては、「資産割は、固定資産税を算定基礎として賦課している」こと。「市外に所有する固定資産には課税されていない」こと。「居住用資産に賦課されているため、年金生活者や低所得者に負担がある」こと。「資産割は、他の医療保険制度にはない賦課方式である」こと。「市町村が参考とする標準保険料率について、県は、3方式により算定している」こと。その他、後期高齢者医療制度の創設であるとか核家族化による世帯の変化、あるいは賃貸アパートなどへの入居者の増加などの社会状況の変化もあるということ。これらを踏まえた中で審議結果としまして、「資産割を廃止し、4方式から3方式に変更する時期にきている」との結果をいただきました。

次に、「国保税の賦課割合について」であります。協議内容につきましては、算定方式を4方式から3方式に変更しますと、賦課割合の変更も生じてきます。さらに、資産割を廃止した分の税収が減収になることとなります。また、これらの他に、税収が減収になることを踏まえ、当分の間、財政調整基金や繰越金の活用によって、国保の財政運営が可能であることを試算して参りました。審議の結果としましては、所得割・均等割・平等割の賦課割合は据え置くということで、現行の所得割8.8%、資産割42.9%、均等割38,300円、平等割35,000円を改正し、所得割を8.8%のまま資産割を廃止し、均等割は38,300円、平等割は35,000円ということの中で、賦課割合を据え置いたらどうかということです。また、これらにつきましては、被保険者に負担にならないよう配慮しているものでもございます。

他に、委員の皆様からの意見としまして、今後も安定した国保財政の運営に努めて欲しいということや、国や県の動向を捉えて、北杜市の運営状況を適確に把握する中で、被保険者の急激な負担の増加とならないよう配慮するよう御意見をいただきました。また、平成30年度からは新国保制度により他の自治体の国民健康保険の運営状況と比べることが多くなり、北杜市の運営状況が良いこと、あるいは保険税が低いこともありまして、逆に将来に対しての不安や心配もあるといった御意見もございました。市としましては、その時々を状況を確実に分析し、先を見通した中で今後も安定した北杜市の国民健康保険の運営に努めて参りたいと考えておりますので御理解いただけるようお願いする次第です。以上、前回の報告確認事項とさせていただきます。

(事務局)

続きまして、議事に移りたいと思います。浅川会長に議長となっていただきまして、議事の進行をよろしく願いいたします。

4. 議事

(議長)

議長を務めさせていただきます浅川です。よろしく願いいたします。次第により議事を進めて参りますので、御協力をよろしく願い申し上げます。着座にて議事を進行させていただきます。

初めに、議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。出席委員のうち3名となっておりますので、20番「植松本」委員、24番「小川昭二」委員、2番「長坂治男」委員、以上3名を議事録署名委員として指名いたします。よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。

(1) 国民健康保険事業について(答申案)

(議長)

(1) 国民健康保険事業について(答申案)を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

今回の諮問につきまして、前回、御協議いただいた内容を答申案として事務局で原案を作成いたしました。

資料の2ページをお願いいたします。答申案ということで答申書の形態をとっておりますが、審議の結果につきまして、(1) 国民健康保険税の算定方式について、(2) 国民健康保険税の賦課割合について、それぞれ記載させていただいております。朗読をさせていただきます。

《(1) 国民健康保険税の算定方式について朗読》

《(2) 国民健康保険税の賦課割合について朗読》

(事務局)

以上のように、国民健康保険税の算定方式及び賦課割合について、取りまとめさせていただいたところです。よろしく願いいたします。

(議長)

ただ今、答申案について提案がされました。委員の皆様から何か御意見はありますでしょうか。こちらにつきましては、先ほどの報告確認事項の中でも説明があったとおり、これまで皆様からいただいた意見を集約したものでございます。間違えがなければ、この答申案でよろしいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

《異議なしの声》

(議長)

特にないようですので、次に移らせていただきます。答申にあたっての付帯意見の説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の3ページをお願いします。こちらも朗読により説明に代えさせていただきます。

《4. 答申にあたっての付帯意見について朗読》

(事務局)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

ただ今、答申にあたっての付帯意見の説明がありました。こちらにつきまして、何か御意見等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

文章的なところでの確認です。最後に「また、税率の改正にあたっては・・・」という文言があります。これは、「数年後には税率の改正が必要となることが見込まれます。」を念頭に置いた文章と解釈してよろしいのでしょうか。

(事務局)

今回、税率の改正をさせていただくこともありますし、今後、近い将来、税率が改正される場合においても、しっかり周知を行うことを求めているものでございます。

(議長)

他に何かありますでしょうか。

(委員)

財政調整基金の数字でございますが、何時ぞやの資料には載っていると思いますが、市としますと、何年先くらいまでその予算が充当できるのか、目論見でも結構ですのでお願いできましたらと思います。

(事務局)

現在、財政調整基金と前年度の繰越金を合わせて、11億9,000万円余りを北杜市の国民健康保険で保有させていただいております。これらを活用しつつということで、前回の資料では、5年先の平成35年までの見通しを示させていただきました。その折には、最終的には4億5,000万円余りがその時点では残ってくるのではないかと想定しています。

(議長)

よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。意見がなければ、この答申案に基

づいて市長へ答申させていただきたいと思います。

(議長)

特に意見がないようですので、本日の協議を踏まえ、国民健康保険事業について本協議会から市長へ答申してよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(議長)

なお、答申書につきましては、本日の協議結果を踏まえ作成をいたしますが、私と職務代理者の植松委員に一任していただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

《異議なしの声》

(議長)

それでは、この件につきましては私どもに一任いただき、市長へ答申書を提出させていただきますので御理解くださいますようお願いいたします。それでは、(2) その他でございますが、事務局から何かありますでしょうか。

(2) その他

(事務局)

再度、委員の任期ついてであります。先ほど会長様からも、今回が任期中の最後の会議になるとのお話もございました。本協議会の委員の任期につきましては、本年11月末まででございます。できる限り留任ということもお願いしたい訳ですが、各地区から選任されています被保険者を代表する委員、公益を代表する委員におかれましては、各総合支所長又は事務局の方で調整をさせていただいている最中でございます。また、お話がありましたら留任あるいは後任に引き継ぐというような御希望をお伝えいただきながら、調整させていただきますのでよろしくをお願いいたします。保険医又は保険薬剤師を代表する委員の選出につきましては、各会に依頼をしておりますので、調整をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(議長)

各総合支所長から既に話があった方もあろうかと思いますが、できる限り留任というようなことも前々回の協議会の時に申し上げさせていただきました。事務局としましても、全委員に残っていただきたいとのことでございますけれども、任期2年を一つの区切りとして、また新たに再任というようなかたちの中で、今回の答申案の関係もありますので、できる限り残っていただきたいとの願いもありました。委員の皆様も、それらを踏まえた中でよろしくをお願いしたいと思います。他に委員の皆様から何かありますでしょうか。

(委員)

先ほど議決された算定方式の見直しについて、答申する訳ですけれども、施行期日が来年4月1日となっています。今後のスケジュールを大まかにどのように考えているか教え

て下さい。

(事務局)

算定方式変更に関わるスケジュールについては、今後、条例改正等が必要になって参りますので、3月議会に条例改正を上程させていただきます。その後、平成31年度に入りまして、保険税の課税が7月頃から行われますので、4月以降につきましては、この新しい算定方式についての周知を市民に行って参りたいと思っております。

(議長)

その他、よろしいでしょうか。

(議長)

それではないようですので、これで議事を閉じさせていただきたいと思えます。最後に私の方から一言だけお礼を述べさせていただきたいと思えます。私、2年間にわたり会長の職を務めさせていただきました。皆様の御意見等々、色々拝聴した中で御協力・御指導いただき、どうかこの2年間運営できたことを心からお礼申し上げ、お礼の言葉と代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

5. 閉会のことば

(事務局)

ありがとうございました。本日は、お忙しいところお集まりいただき、また御協議をいただきましてありがとうございました。今後も、適正な国民健康保険の運営に努めて参りますので御指導くださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。最後に相互にあいさつを交わしたいと思います。お疲れ様です。ありがとうございました。

時刻 午後4時25分